



1



行政システム再構築プランに沿って町が進める施策の一つにある、都市計画税の西部地区の賦課（課税）について、町民皆様に示し、検討していくために、「都市計画税」の内容を紹介します。

■ 都市計画税とは

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業を行う上で貴重な財源となる**目的税**です。

※ 当別町では、昭和59年度より用途地域内に所在する土地及び家屋に対し課税されています。（現在は一部の地域が除かれています。）

■ 都市計画事業とは

都市計画で定めた「都市計画施設」の整備事業および市街地開発事業（土地区画整理事業など）をいいます。

※ 当別町では、以下のようなものを「都市計画施設」として定めています。

都市計画施設の主なもの	
交通施設	道路、駐車場、自動車ターミナル等
公共空地	公園、緑地、広場、墓園等
供給または処理施設	上下水道、汚物処理場、電気・ガス供給施設

・都市計画道路 15路線

（当別大通、中央通、北栄通、つつじ通など）

・交通広場 1箇所（駅前広場）

・都市計画公園 9箇所

（阿蘇公園、遊遊公園、あいあい公園など）

・都市計画緑地 2箇所

（当別川河川緑地、白樺緑地）

・下水道施設〔公共下水道〕

（ポンプ場、処理場、排水区域542ha）



■ 課税の対象区域

当別町の現在の課税対象区域は、「当別町都市計画税条例」の規定により、都市計画区域のうち、用途地域内に所在する土地と家屋となっていますが、現在、西部地区の用途地域内は賦課されていません。

※ 用途地域

用途地域制度は、良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度であり、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たしています。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（0.25%）

■ 課税標準額

原則として、評価額が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように特例措置が適用される場合や、税負担の調整措置が適用される場合は課税標準額は軽減されます。

■ 評価額

評価額は固定資産評価基準に基づいて算定されます。特に、宅地の評価は地価公示価格及び不動産鑑定士による鑑定評価の7割を目途に評価しています。

※ 地価公示価格とは、国土交通省が発表している毎年1月1日現在の価格です。

■ 納税の方法

都市計画税は固定資産税とあわせて納めていただくことになっております。

※ 都市計画税および都市計画施設の現状等につきましては、次号以降掲載します。

▼問合せ

課税区域など 建設水道部都市計画課都市計画係
 (☎ 23 - 3198)
 税額など 総務部税務課資産税係
 (☎ 23 - 2333)